

タイトル： 堅穴区画について。(令 112 条)

相 談：

3 階建長屋をイ準耐火構造で設計するが、建物全体で 200 m<sup>2</sup>を超えれば堅穴区画が規制されますか。

回 答：

建築物全体ではなく、区画された各住戸の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以内であれば堅穴区画は不要です。